

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

大鰐町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県南津軽郡大鰐町

3 地域再生計画の区域

青森県南津軽郡大鰐町の全域

4 地域再生計画の目標

大鰐町の人口は1960年度の18,777人をピークとし、以降人口減少に転じ、2015年には9,676人となった。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には4,400人まで減少するとされている。

人口の減少は、若年層の流出による社会減の増加とそれに伴う出生数の低下があり、更には高齢化の進展に伴う自然減の増加が要因と考えられる。このような状況が続けば、地域コミュニティの衰退だけでなく、地域経済や財政にも大きな影響が及ぼされ、ひいては地域の存立そのものが危ぶまれる。

これらの課題に対応するため、「行きたい」「住みたい」「住み続けたい」まちづくりを大きな柱とし、出会い・結びの育みや子育て環境を充実することで自然減の抑制を図る。また、地域の産業を活かしたしごとづくりや働く場づくりに取り組むとともに、住みやすいまちづくりやにぎわいづくりに取り組むことで社会減の抑制を図る。あわせて、町の魅力を高め、誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる生活環境を整備することで地域共生社会等を推進する。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標1 大鰐町における安定した雇用を支える“おしごと”の創出
- ・基本目標2 結婚・出産・子育てなど“お若い世代の希望”を実現
- ・基本目標3 大鰐町の魅力を高め“わがふるさと”の創出

- ・基本目標4 新しいひとの流れによる“にぎわい”の創出

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	認定農業者数	126人	126人	基本目標1
	民営事業所従業者数	2,171人	2,171人	
イ	合計特殊出生率	1.11	1.12	基本目標2
ウ	平均寿命の全国との格差	男2.5歳 女1.3歳	男2.4歳 女1.2歳	基本目標3
エ	純移動数(転入-転出)	▲81人	▲80人	基本目標4
	宿泊客数	69,418人	76,000人	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

大鰐町まち・ひと・しごと創生事業

- ア 大鰐町における安定した雇用を支える“おしごと”の創出
- イ 結婚・出産・子育てなど“お若い世代の希望”を実現
- ウ 大鰐町の魅力を高め“わがふるさと”の創出
- エ 新しいひとの流れによる“にぎわい”の創出

② 事業の内容

- ア 大鰐町における安定した雇用を支える“おしごと”の創出

町の基幹産業である農業の就業環境の充実とともに、伝統産業の後継者

等による新たな就業の場の創出など、産業活性化による雇用の拡大を図る事業。

【具体的な取組】

- ・ 6次産業化支援
- ・ 農業就業者への支援 等

イ 結婚・出産・子育てなど“お若い世代の希望”を実現

出会い・結婚・出産・子育てなど切れ目のない子育て環境の充実に努め、若い世代への支援を強化するとともに、未来を担う子ども達の「生きる力」を育成し、子ども達が将来に夢と希望を持って成長できる環境づくりを推進する事業。

【具体的な取組】

- ・ 出会いの場創出・結婚祝福推進
- ・ 安心して出産できるまちづくり 等

ウ 大鰐町の魅力を高め“わがふるさと”の創出

誰もが住み慣れた地域で、みんなで支え合い、心身ともに健康で自分らしく安心して暮らすことができる「地域共生社会」を推進するとともに、ふるさととしての魅力アップやふるさと教育を拡充し、定住性やふるさとへの回帰性を高める事業。

【具体的な取組】

- ・ 地域共生社会の推進
- ・ 平均寿命を1年延ばそうプロジェクト 等

エ 新しいひとの流れによる“にぎわい”の創出

若者が住みよい住環境やU I ターンを促進するとともに、町の各種資源を最大限活用し、官民協働によるまちづくりの推進や国際交流を推進することで交流人口の拡大を図り、地域への波及効果を高める事業。

【具体的な取組】

- ・ 住宅支援
- ・ U I ターン支援 等

※なお、詳細は、第2期大鰐町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4の数値目標に同じ。

④ 寄附の金額の目安
500千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）
毎年度8月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに大鰐町ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間
2020年4月1日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置
該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組
該当なし

6 計画期間

2020年4月1日から2025年3月31日まで